

「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」  
で定められた“必要なことがら”について

## **「市民意見募集」の結果**

平成17年7月

札幌市環境局環境事業部

**「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」  
で定められた“必要なことから”について寄せられたご意見等と札幌市の  
考え方を公表します。**

平成17年(2005年)4月18日(月)から5月17日(火)の30日間にわたり実施いたしました「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」で定められた“必要なことから”に関するパブリックコメント手続は、多くの個人、団体の皆さまから貴重なご意見をいただくことができました。

以下、お寄せいただきましたご意見等と札幌市の考え方について公表いたします。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、原文を要約したうえで、同様の内容につきましては、まとめて掲載しております。

1 寄せられた意見者数 ~ 205人(団体含む)

2 寄せられた意見者の居住地の内訳

札幌市内に居住している方	119人
北海道内に居住している方	22人
北海道外に居住している方	53人
居住地がわからない方	11人

3 寄せられたご意見等の内訳 ~ 392件

施行規則の内容に関するご意見	27件
区域の指定に関するご意見	21件
その他に関するご意見	344件
喫煙所の設置に関するご意見	89件
灰皿の設置に関するご意見	70件
携帯灰皿における喫煙容認に関するご意見	92件
たばこ税に関するご意見	45件
その他	48件

お寄せいただいたご意見等と札幌市の考え方について公表いたします。( 内容は、要約し、同一意見について掲載を省略しております。)

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則に関するご意見	
1. 区域の標識等の設置に関するご意見(6件)	
ご意見の内容	札幌市の考え方
<p>ポイ捨ての主な原因は、札幌市が行った市民アンケートの結果をみると「灰皿・ゴミ箱が近くになかったから」という理由が7割程度を占めているという点に着目すべきです。札幌市の案では「美化推進重点区域」や「喫煙制限区域」を設けるようですが、その際には灰皿やゴミ箱を区域内に設置するとともに、その場所が明確にわかるようにする必要があります。</p>	<p>喫煙制限区域内で市が灰皿を設置することは考えていません。</p> <p>喫煙制限区域内には、現在129個の吸い殻入れがありますので、場所を示す看板を設置することは考えていません。</p> <p>また、ゴミ箱も同様に考えています。</p>
<p>標識等の設置にあたっては、外国人も多く来札するので、少なくとも日本語、英語による表記が必要です。</p>	<p>啓発用のポスターなどについては3ヶ国語での表記を行います。</p>
<p>標識を設置することで、指定解除された所なら捨てても良いという意識がはたらく、他の人や札幌の街を思いやる気持ちにつながるとは考えられません。むしろ、禁止を意味する標識ではなく、街をきれいにしようという意味の標示をたとえば歩道に示すなど、景観としての環境に配慮した形で示すべきです。</p>	<p>過料の徴収を伴う強い指導を行うことから、明確に禁止を意味する標識にする必要があると考えます。なお、標識の設置に際して、大きさ、デザイン、材質などの点で都心部の景観に配慮していきます。</p>
<p>「重点区域」を示すために、“標識”を設置するとのことですが、観光都市としてきれいなまちづくりを目指すのであれば、標識を増やすべきではありません。少なくとも美しい景観を損ねることのない標識等の設置方法を更に検討すべきです。</p>	
<p>外国や全国から多くの観光客が訪れる札幌の中心部には、禁止マークはふさわしくありません。もう一度、札幌に来たいと思われるように、デザイン的にも街並みに合うように洗練されたものにすべきです。</p>	
<p>美化推進重点区域に標識を設置するにあたり、まず、その標識の意味を認識することが重要であり、その呼びかけの場としてコンビニエンスストアやたばこ販売店及び自動販売機を利用すると良いと思います。</p>	<p>ご指摘のコンビニ、自動販売機でのポスターやステッカーの掲示によるPRを行う予定です。</p>

## 2. 散乱等防止指導員に関するご意見(14件「重複意見2件含む」)

ご意見の内容	札幌市の考え方
<p>すすきので午前8時から午後8時では、人通りが少なく意味があるのですか？</p>	<p>歓楽街につきましては、夜は酒気帯び等で気分が高揚した状態の人が多く、これらの方に社会的ルールを理解していただくことが困難であるなどのため、南4条通り以南は指定していません。</p>
<p>「散乱等防止指導員」を置くとあるがその詳細が不明である。当該条例違反者への罰則が設けられているが、誰がどのように取り締まるか全く不明である。この点を明確にしないと実効性のある条例とはならない。問題行動を起こす人は、早朝又は深夜に多いように思われるため、取締りが難しい。この点に関する対応は考慮されているのか？</p>	<p>市の職員である指導員が、朝8時から夜7時までの間、街頭指導・取締りを行う予定です。</p>
<p>「散乱等防止指導員」を置いて巡回させるようですが、啓発・指導のための配置なら良いと思いますが、その人たちに罰金の徴収までさせようとするなら反対です。今後、市が厳しい条例を策定し、従わない者・市の意向に沿わない者を罰金で縛り付けていくことにも繋がりがねません。監視社会は、市民から行政に対する信頼は生まれません。今まで以上に、美化活動の推進や市民ボランティアを募って清掃活動などの充実を図っていくことが本来の責務だと思います。</p>	<p>条例の実効性を上げるため、規定に従って、禁止行為に違反したものに対して、過料の徴収を行います。</p> <p>また、条例に記載されているとおり、地域における美化活動の推進は大変重要であり、市もこの活動に対して支援をしていく考えです。</p>
<p>「散乱等防止指導員」を置くこととしているが、交通違反取締りのような摘発、実績を向上させるような意識を持って欲しくない。むしろ、ポイ捨て等については指導員に吸い殻入れを持参させて配付する等啓蒙活動も必要ではないか？(費用は市が負担するか、J Tなどの関係機関から寄付してもらう)</p>	<p>過料の徴収は、摘発や徴収実績を上げることが目的ではなく、社会的ルールとして定着を図るため、違反者への反省を促すことが主眼であり、心理的抑止効果を持たせるためです。なお、指導員は、普及啓発活動も行います。</p>
<p>条例を施行する際に、歩きたばこやポイ捨てを「誰が監視するのか」、監視する人を「誰がどのように選ぶのか」、「取締りの権限は何か」が全く明確にされていません。また、札幌市予算、人件費(公務員なのか、公開入札なのかなど)の点についても情報公開も全くないばかりか、予算措置についての意見募集がなされてません。</p>	<p>市民の意見を聴く案として具体性が欠けていた点については、お詫びいたします。指導員は市の職員であり、その業務は、条例内容の普及啓発と指導及び過料の徴収です。</p>

<p>「散乱等指導員」がどのくらいいて、どのくらい取り締まってくれるのかが気になります。私がいつも見かけるたばこのポイ捨てをする人は、運転中の車から捨てたり、通勤途中の急ぎのサラリーマンだったり、怖い刃物を持ってそうな若者だったりします。そのような人に対してどのように、どのくらい注意できるのかよくわかりません。また、「散乱等指導員」が年輩の方だったりするのも気になります。年輩の方がいけないというわけではありませんが、完全になめられてること必至です。はっぴなど着ていたらもってのほかです。多少の強引さ、発言力なども必要です。私が思う「散乱等防止指導員」としての適役は「若い人たち」だと思います。学生等がスマートに当然のように取り締まってくれると周りの人達も自然に感化されて、「いけないことなんだ」と認識が変わってくると思います。</p>	<p>指導員は過料の徴収を行いますので、市の職員であることが条件になりますが、ご指摘の通り実効性を確保する必要がありますことから、警察OBを採用することで考えています。</p>
<p>指導員が適切な活動を続けていくためには、市議会での審議内容を正確に反映した施行規則が必要です。具体的には、条例において曖昧に定義されている用語等の明確化などに努める必要があると思われます。</p>	<p>条例を施行するために必要な施行規則は制定いたしました。条例の条文ですべて明確に説明できない事例もあると思いますので、ご指摘の点を踏まえて市民PRに努めてまいります。</p>
<p>「散乱等指導員」がいないと効果がないとは情けない。つまり、立法過程で市民を巻き込んでいない証拠である。散乱等指導員自体が美観を損なうので最小にすること。ましてや、自主的な町内会などのパトロール隊などは活動させないこと。</p>	<p>モラルやマナーに期待するだけでは限界があり、ルールによる対応に変えていく必要があることから条例化されたものです。環境美化やポイ捨て防止の普及啓発など地域の自主的な活動は推奨されるべきと考えており、市もその活動を支援するよう条例で規定されています。</p>
<p>指定区域内でポイ捨てなどしている人に対して、散乱等防止指導員が指導を行う様子は、観光都市札幌市が観光客をもてなす態度としてふさわしくありません。街をきれいにしようという行動には、そこに住んでいる人や働いている人が街づくりの中で、主体的に関わるべきです。新たな散乱等防止指導員を設置するのではなく、街をきれいにしようという働きかけを自主的に行う人を募るなど札幌独自のスタイルとして工夫して行うべきです。</p>	

<p>散乱等防止指導員は、職員が担当するのではなく市民ボランティアが良いと考えます。散乱等防止指導員の行う事務、指導が市民を取り締まると言う視点で行われてはならないことを明記すべきです。「条例」で市民を縛るのではなく、快適な生活環境は、本来、モラルと市民参加によって確保されるものだという「まちづくりの基本」を見失ってはならないと思います。</p>	<p>モラルやマナーに期待するだけでは限界があり、ルールによる対応に変えていく必要があることから条例化されたものです。この条例の実効性を確保するために、指導員が違反者に対して指導・過料の徴収を行うもので、市の職員である必要があります。なお、一般的な指導・普及啓発については地域・市民の自主的な活動を期待し、市も支援していきます。</p>
<p>「指導員」の名称は、ふさわしくないです。町内会清掃のようにボランティア募集などをしてはいかがでしょうか。</p>	<p>違反者に対する強い指導を行うためには、明確に指導員であることが伝わる必要があります。 市では「散乱防止等指導員」としています。</p>
<p>散乱等防止指導員が注意するのは必要なのでしょうか？捨てる場所が多かったら必要ないですね。指導員が指導できるのは、朝8時から夜8時までですね。それ以外の時間は捨てても良いのでしょうか？</p>	<p>指導員は、他人に危険をもたらさず歩きたばこの指導も大きな仕事です。指導できる時間は限られていますが、抑止的效果を期待しています。</p>

3. 過料の徴収手続に関するご意見(5件)	
ご意見の内容	札幌市の考え方
<p>過料を徴収する場合の猶予を設け、それを明記(例えば3回以上の指導を受けた場合)すべきです。</p>	<p>条例の趣旨及び実効性を確保するため猶予を設けることは考えておりません。</p>
<p>過料の徴収は、当分の間には行わず、条例の周知を1年程度集中的に行い、その結果で判断すべきです。</p>	<p>条例の実効性を上げるため、条例制定後、市民へのPR期間を設け、過料の徴収を行うこととしています。</p>
<p>過料の徴収手続について本来、個人のモラルによって守ることへの違反行為に対して過料を徴収することは行き過ぎと考えます。人は、注意されたことで学習し、きれいにする意識付けがされることも考えられます。過料はたばこの火が子どもの顔の近くにあるなど危険な場合で、注意したにもかかわらず、その時点で改善されない場合に限るべきです。</p>	<p>モラルやマナーに期待するだけでは限界があり、ルールによる対応に変えていく必要があることから条例化されたものです。過料の徴収は、社会的ルールとして定着を図るため、違反者への反省を促すとともに、心理的抑止効果を持たせるためです。</p>
<p>市民が指導を受けたり、過料の対象とされた際、不当であると判断した場合に不服申立できる場の保障をすべきです。</p>	<p>地方自治法の規定に従い、違反者には弁明の機会の付与、異議申し立て、審査請求の権利があります。</p>
<p>過料は、既に実施の他都市の千円～二千円程度では抑止効果はあがりません。上限で実施すべきです。</p> <p>また、「過料の使途」はごみ箱設置・携帯灰皿配布・スタンド灰皿設置等の美化推進目的に使用されるよう明確に取り決め検討していただきたい。</p>	<p>過料額は、心理的抑止効果をもたせるためには、少額であっても金銭的な負担があれば効果が上がると考え、他都市での実績・成果を踏まえて1,000円としました。</p>

#### 4. 適用上の注意に関するご意見(2件)

ご意見の内容	札幌市の考え方
<p>配布した側に回収努力義務を課すこと自体が既に言論・表現の自由を侵害するものです。さらに、受け取った側にも、回収義務を課せば、平和活動・市民活動の集案内や意見を配布しようとしても受け取らなくなることに伴い、これも、憲法に違反します。</p>	<p>条例は、印刷物などを配布すること自体を制限するものではなく、また、政治活動あるいは市民運動について制約するものではありません。</p>
<p>「表現の自由その他基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない」と規定することだが、散乱等防止指導員にどう徹底するのか、明らかにすることを要望します。また、このような趣旨の規定を入れるのか、文言をそのまま入れるのか、明らかになっていないため、適用上の注意が適切なのかなど判断できないことは問題である。</p> <p>なお、規定を入れる場合には、「印刷物等」から「政治活動と市民活動を除く」と明記する。あるいは、「印刷物とは、商用目的のものに限る」と明記すべきです。</p>	<p>議会での審議及びパブリックコメントでの意見を踏まえて、施行規則第8条に規定しました。指導員に対しては、条例の趣旨を理解させると共に、街頭での指導に当たっては基本的人権に十分留意した行動をとるよう徹底させます。</p>



**市長が定めることができる「美化推進重点区域」及び「喫煙制限区域」の指定に関するご意見**  
**(21件「重複意見2件含む」)**

ご意見の内容	札幌市の考え方
<p>喫煙制限区域の範囲がわかりませんが、札幌駅前通りは制限すべきですが、大通公園は、札幌らしい雰囲気があり制限区域に入れるべきではありません。</p>	<p>大通り公園は札幌らしい雰囲気があり、小さな子供からお年寄りまで集う場所であることから、一部制限区域に入れることにしました。</p>
<p>美化推進重点区域は「通行する人や集まる人が市内の他の地域と比べて多いとともに、観光客が多く訪れると判断される地域を優先して指定するとあり、JR札幌駅周辺や時計台周辺などを具体的に指定していますが、その周辺だけではなく、札幌中心部一帯などもっと広範囲にわたって指定したほうがいいのかと思います。また、喫煙制限区域についても「美化推進重点区域」内だけではなく、札幌市全体を指定し禁止するといいいと思います。</p>	<p>区域の設定は、歩行者数が多いこと、札幌の顔である主要な観光施設が含まれていること、市民・観光客に分かりやすいこと、及び地域の町内会・商店街からの意見を考慮し決定しました。また、限定された指導体制では、指定区域が広範になると、指導の徹底が困難であると考え、今回の区域でスタートすることにしました。なお、喫煙制限区域は美化推進重点区域の中で指定することになっております。</p>
<p>喫煙制限区域を指定するにあたり制限区域とそうでない区域の境界線が明確で、わかりやすいこと、区域、時間帯などははっきりとした標識が必要かと思っています。</p>	<p>分かりやすいことに留意して、区域は単純な形にし、境界は街区で区切ることになりました。そして、それが分かる標識や路上表示シールを活用します。</p>
<p>「美化推進重点区域」については、花を植えるなど本来の美化活動を展開すべきです。その意味で「美化推進重点区域」は市民の憩いの場、シンボリックな場として、JR南口広場、大通公園、札幌時計台とし、今まで以上に、花を植えるなどきれいさを充実していくべきです</p>	<p>「美化推進重点区域」はたばこの吸い殻などの散乱を防止することにより、美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域のことであります。</p>
<p>私は、喫煙者ではありませんが、「他人に迷惑をかけていない喫煙」を制限することは、自由の侵害です。したがって、喫煙制限区域の設定に当たっては、制限の解除の可能性を残しておくこと、場合によっては時間帯で規制することを希望します。</p>	<p>条例の中で、喫煙制限区域の解除をすることができる規定があります。</p>

<p>「喫煙制限区域」の制定については、疑問が残ります。美しい街づくりのために実施されるべきは、市民の嗜好の強要ではなく、モラルの向上であり、そのために行われる決め事の実行であると考えます。確かに、たばこのポイ捨ての状況は街角でよく見かけますが、これまでの時代の変遷の中でさほど罪悪視されることなく、モラルを醸成する機会を失い今の状況に至ったものと考えます。また、喫煙者の何割が「ポイ捨て歩きたばこ条例」を理解しているか疑問です。周知・啓蒙と喫煙制限しようとしている区域でのポイ捨てしない環境の増加が現状では望ましいのではないのでしょうか？もし、喫煙制限区域が施行されるのであれば、飲食制限ペット排除区域として併せて施行したほうが実効性が高いはずです。</p>	<p>モラルやマナーに期待するだけでは限界があり、ルールによる対応に変えていく必要があることから条例化されたものです。</p> <p>過料の徴収は、社会的ルールとして定着を図るため、違反者への反省を促すとともに心理的抑止効果を持たせるためです。</p> <p>普及啓発活動とポイ捨てしづらい環境の整備についても、地域団体との連携で進めていきます。</p>
<p>違反者に対して3万円以下の過料を科す「美化推進重点区域」や「喫煙制限区域」を設定する必要があるのか疑問を感じます。市民を信頼して行政行為を行うべきはずなのに、市民を監視し、違反者から罰金を徴しようとする場所をたくさん作られたのではたまったものではありません。</p>	<p>限定された指導体制のもとでは、全面（全市）禁止の実効性を確保することができないため、当初は都心部を指定区域にしています。</p> <p>今後は、市民の要望や都心部での実施状況を見ながら区域の変更（拡大）を検討します。</p> <p>なお、指定区域以外においても、歩きたばこは、行わないよう（努力義務）条例の中でうたわれています。</p>
<p>私は、歩きたばこを全面禁止にしてもいいと思います。バスを待っているときでも隣の人がたばこを吸っていて、煙がこちらに来るし、バスが来たらポイ捨てしてしまいます。歩きたばこをしている人を見ると、ほとんどの人がポイ捨てをしてしまいます。なぜ、歩いてまでたばこを吸うのでしょうか？歩きたばこは全面禁止にしてください。</p> <p>通勤、通学で地下鉄へ向かって行くと、駅に近づくにつれ、人が多くなります。その中に歩きたばこの人がいると、吸いたくもない煙を吸うこととなります。皆行く方向は、同じですから、たとえ、目の前の歩きたばこの人を追い越しても、さらに、その前に歩きたばこの人がいるという具合にきりがありません。そこで、地下鉄駅の半径500mを歩きたばこ制限区域に加えるべきだと思います。</p>	

<p>制限区域について、街中が区域に該当するのは、当然ですが、公園やその他の緑地などはあてはまらないのでしょうか？公園に新鮮な空気を吸いに行き逆にならばこの煙を吸わされてテンションが下がることなんてよくあります。是非、公園も制限区域に入れてほしいと思います。</p>	<p>大通公園は多くの市民・観光客が集う場所であることから制限区域に入れています。大通公園以外の公園については、実効性の確保の点で課題があることから、現在のところ区域に入れていません。</p>
<p>喫煙制限区域の指定基準に疑問があります。「たばこの火が・・・危険性が高い」とされていますが、危険なのは、火だけではありません。健康増進法25条は受動喫煙防止義務を定めており、たばこの「煙」が人体に危険だとする判断に立っています。したがって、札幌市も「たばこの火や煙が他人に及ぼす危険性が高い」と判断される場所を喫煙制限区域に指定すべきものと考えます。</p>	<p>喫煙制限区域は、歩きタバコや吸い殻入れのない場所での喫煙などマナーの悪い喫煙を禁止しているのであって、喫煙すべてを禁止しているではありません。</p>
<p>公道（歩道）での歩きタバコ・溜りタバコは非喫煙者に有害煙を呼吸摂取させ、その身体に害を加え、今日増加している死亡率第1位の肺がんの発症原因とされ、他人の生命に及ぼす危険性からして規則的にも区域内にも、吸い殻入れの有無に関わらず、きれいな空気の確保を求めて公道では禁止を要望します。</p>	
<p>最近、さまざまな意見のある中、喫煙者のマナーも向上していると思います。私を含めて携帯灰皿を持っている人も増えており、たばこのポイ捨ても少なくなっています。このように、喫煙者のマナーが向上しているときに、それを無視して一方的に喫煙制限区域を設定するのには反対です。</p>	
<p>「美化推進重点区域」や「喫煙制限区域」は必要最低限として、啓発・指導の実効性をあげる必要があると考えます。</p>	<p>区域は、歩行者数がある程度多いこと、観光都市であることを考慮して、市の顔となる施設が入っていること、さらに、関係住民の意見を聴くこと等により決定しております。</p>
<p>区域の指定は、A区域ならポイ捨てOKでB区域ならポイ捨て禁止というような誤解を与えかねず、根本的な喫煙者のマナーの向上は図れないと思います。だから、どこの場所でも喫煙して良いという前向きな条例にすべきです。</p>	<p>ポイ捨ては区域の指定に関わらず全市域で禁止されています。喫煙制限区域は歩きタバコや吸い殻入れのない場所での喫煙を禁止しているものです。</p>

<p>喫煙制限区域を設けようとしているようですが、一部のマナーの悪い人たちのためにどうしてマナーを守っている人たちまで嫌な思いをしなければならないのでしょうか？</p>	<p>マナーの悪い人にマナーを守ってもらうための条例であり、喫煙制限区域は、歩きタバコや吸い殻入れのない場所での喫煙などマナーの悪い喫煙を禁止しているのであって、喫煙すべてを禁止しているわけではありません。</p>
<p>美化推進重点区域内での「喫煙制限する」取組みよりも、ポイ捨て等を無くす「マナー推進区域」であってほしい。制限区域と考えているオフィス街・建物施設等は、企業自身が会社内等で分煙化・禁煙化・たばこ自動販売機撤去縮少を既に取り組んでいることが多く、行政が更なる条例規制等を行うことは「一札幌市民である。また、札幌市で納税寄与している愛煙家」にとって「不当な扱い」ではないか。</p>	
<p>美化推進重点区域の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 北～北大を含む北24条より内側</li> <li>* 東～石狩街道より内側</li> <li>* 南～国道36号線(すすきの近辺)より内側</li> <li>* 西～環状通南19条宮の沢線(円山公園近辺)より内側</li> <li>* JR各駅、地下鉄各駅、バス停より100メートル以内</li> </ul> <p>喫煙制限区域の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 北～札幌駅北口前北8条通りより内側</li> <li>* 東～石狩街道より内側(北電、バスセンタービル、二条市場より内側 観光客が多い)</li> <li>* 南～南1条通(市電通り)より内側</li> <li>* 西～石山通りより内側</li> </ul>	<p>具体的提案を頂きありがとうございます。美化推進重点区域とその中で指定される喫煙制限区域は性格が異なるものがありますが、市民・観光客の方が覚えやすい区域とするため、施行当初は同一の区域とすることにしました。</p> <p>また、指導員3名による指導体制で条例の実効性を上げるためには、ある程度限定された区域でスタートする必要があると考えています。今回の区域は、地域の住民・関係団体の意見をもとに区域の趣旨に該当する地域を指定しています。</p>

その他に関するご意見	
(1) 美化推進重点及び喫煙制限区域における喫煙所、灰皿の設置及び携帯灰皿の喫煙容認に関するご意見	
ご意見の内容	札幌市の考え方
<p>喫煙者は、多額の納税者であり、また喫煙する権利を有しています。市が責任をもってたばこを吸える場所を設置又は増やすべきです。</p> <p>環境整備の努力もしないで規制ありきは納得できません。</p>	<p>喫煙制限区域内には129個の吸い殻入れがあります。また、たばこを販売する事業者は吸い殻入れを整備することが条例で求められています。</p> <p>吸い殻入れのあるところでの喫煙をお願いしていきます。</p>
<p>制限区域内でも、喫煙者と非喫煙者との共存のために、わかりやすい場所に灰皿又は喫煙所を設置すべきと考えます。そうしなければポイ捨てはなくなるのではないのでしょうか？</p>	
<p>街がきれいになることは、大変結構なことである。しかし、灰皿をなくすことがかえってポイ捨てが増えてしまうのではないのでしょうか？</p>	
<p>条例の中では、携帯灰皿の使用についても記述がありません。携帯灰皿はポイ捨て防止・ごみの持ち帰りの面からも容認されるべきです。私は、人通りの少ない場所で立ち止まって携帯灰皿を使用しての喫煙は認めるべきと考えます。</p>	<p>「携帯灰皿を認めることは、歩行喫煙につながる恐れがある」という理由で携帯灰皿は認められていません。</p>
<p>「携帯灰皿」は迷惑なものです。喫煙者が「どこでも吸える」と勘違いしてしまいます。「ポイ捨て禁止」＝「携帯灰皿OK」とならないようにしてください。迷惑なのは、受動喫煙です。</p>	<p>ご指摘のとおり条例では認めておりません。</p>
<p>灰皿を配置する場所は、十分検討してください。完全に迷惑ではない場所をお願いします。</p>	<p>制限区域内で市が灰皿を設置することは考えていません。</p>
<p>制限区域以外では、携帯灰皿等を持参していれば路上等での喫煙は許可してほしいです。</p>	<p>制限区域の外であっても歩行喫煙は制限されています（努力義務）。従って、携帯灰皿の使用は控えてください。</p>

<p>制限区域内においても、是非、喫煙許可エリアを設置して欲しいと思います。「半径 m以内喫煙許可エリア」と表示された灰皿を設置してはいかがでしょうか？</p> <p>灰皿の設置場所や管理は、定期的に清掃を行う公共の場所や喫煙制限区域内でたばこを販売する者に義務付けをすれば灰皿管理に係る費用もさほどかからないのではないのでしょうか？</p>	<p>条例で、たばこを販売するものの責務として、灰皿の設置をし、管理をするよう規定されています。</p> <p>なお、市では、灰皿を積極的に設置する考えはありません。</p>
<p>喫煙スペースは、ただ作るというだけではなく、喫煙スペース(例えば屋根つき又は冬季でも降雪に耐えられる)を考えていただきたい。</p>	
<p>札幌は、灰皿とごみ箱は見つけにくく、少ないと思います。海外のように観光客が容易にごみ等を捨てやすく、実効性を見極めてから規制を強化してはどうですか？インフラを整備しないで規制だけで環境保護をしたと思うのには疑問を感じます。もっと国際観光都市としてのインフラを整えてください。</p>	<p>喫煙制限区域内には129個の吸い殻入れがあります。また、たばこを販売する事業者は吸い殻入れを整備することが条例で求められています。バス停や交差点などに吸い殻入れを設置することについては、屋外といえども受動喫煙の危険性があります。</p>
<p>全国有数の観光都市である札幌市は、各地からの多くの旅客に対する措置として制限区域の各始発地点に分煙装置のある喫煙場所を設置し、条例の徹底を図るための協力等をPRするとともに繁華街のバス停等にも吸い殻入れ(立ち止まって喫煙できる)設置にも配慮が必要と考えます。</p>	
<p>ポイ捨てが多い場所は、横断歩道だと思います。ということは、歩きながらたばこを吸い、ふと止まった瞬間に捨てるということです。歩きたばこはもちろん駄目ですが、ポイ捨てを無くすという点では、人が必ず立ち止まる場所に灰皿を設置すれば良いのではないのでしょうか？</p>	

<p>制限区域については、たばこや空き缶等と言わず、全てのごみを対象とすべきです。それが、制限区域外にも広がっていくことを期待します。</p>	<p>ポイ捨ての対象は、たばこの吸い殻と空き缶等です。条例には、空き缶等として空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器（中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。）包装袋、チューインガムのかみかす及び紙くずと定義されております。</p> <p>なお、ポイ捨て札幌市内全域で禁止されています。</p>
<p>たばこだけを人身御供にするようなことは止めてほしい。他にもガムやチラシ、空き缶といったごみがあるが、これらとの整合性がとれた内容であることを切望します。</p>	
<p>大通公園は札幌市民ばかりではなく全国・全世界の人々の憩いの場所となっています。そんな中で大通公園すべてを禁煙区域として、喫煙を規制してしまうのは、全く人々の嗜好を考えていない事に思えます。是非、大型灰皿の設置等の対策をとることで、多くの人々の公平な憩いの場となることを望みます。</p>	<p>大通公園は子供や非喫煙者を含めた多くの人々の憩いの場所ですので、喫煙制限区域内の大通公園に大型の灰皿を設置する考えはありません。</p>
<p>札幌の地下鉄が全面禁煙になりましたが、その結果、地下鉄の入口付近でのポイ捨てが目立つようになりました。地下鉄のように一律全面禁煙化し、灰皿を撤収してしまうと、結局ポイ捨てを助長するという結果を招くこととなります。そのため、札幌駅南口・時計台・地下鉄大通駅のところには是非、灰皿を設けて市が目指す喫煙者と非喫煙者の共存をはかるべきです。</p>	<p>ポイ捨ては制限区域に関わらず全市で禁止となりますので、普及啓発の徹底により境界付近でのポイ捨ては防止できると考えます。喫煙制限区域内には129箇所の吸い殻入れがありますので、喫煙者と非喫煙者との共存は図れると考えます。</p>
<p>携帯灰皿の携行を義務付けるべきです。</p>	<p>喫煙制限区域内においては、携帯灰皿を利用した喫煙は認められていません。</p>
<p>携帯灰皿の喫煙は認めるべきであるが、吸える場所・状況を特定し、法制化すべきである。</p>	

その他に関するご意見	
(2) (1)以外のご意見	
ご意見の内容	札幌市の考え方
「ポイ捨て禁止、決められた場所での喫煙等について」広報活動・啓蒙活動・キャンペーン運動を大々的に行う。これらの経費は、たばこ交付税で対応する。	8月・10月の条例の施行に向けて、地域で取り組まれている団体との連携を図りながら、市の広報媒体や民間の協力も得て、PRに努めていきます。
10条「飼い犬を連れてくる者は、公共の場所において当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない」と記述されているが、この条文からは、飼い犬を連れてくる者は「他人の私有地において」当該飼い犬がふんを回収する必要があると判断され、当該条例は動物ふん害の現状を反映していない。再考されたい。	この条例は、美しい街づくり、安全で快適な街づくりを推進するために必要な事柄の内、もっとも大きな要因となる4つのことが規定されています。ご指摘のことも当然ありえる事柄ではありますが、この条例の中では規定されていません。なお、私有地であっても多くの人々が利用する場所については公共の場所としてこの条例が適用されます。
回収したふんを他人の土地に投げ入れる行為も禁止されていない。	なお、ご指摘の個別事例につきましては、「札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例」の中で、飼主に遵守義務を定めるとともに罰金等を規定しています。
放尿についても言及がない。 現状分析が正確になされていない状態で条文が作成されていると推察される。	
飼い犬のふん害については、言及しているが、飼い猫のふん害には全く触れていない。	
犬の散歩は、必ずおしめを着用する（ふんだけでなく、おしっこを堀にして、変色・腐敗したり、草木が枯れたりする）	この条例では美しい街づくりを進める上で必要な事柄を規定しているものです。
猫狩を実施する（飼い猫を敷地内、のら猫を排除する）	
猫も犬同様に敷地内で飼い、外へ出さないよう、紐や鎖をつける。	
ポイ捨ての多くが自動車で移動している者の行為でこの取締り方法をどのように考えているのか？	条例の禁止項目（取締りの対象）であるので、信号待ちなどの機会に指導することになります。 道路交通法は国の所管事項であります。
車に乗った（特に若者）者がたばこの吸い殻や空き缶を車から外へ投げて立ち去るのを時々見かけます。道路交通法に入れて規制してはいかがでしょうか？	



<p>この条例を実効性のあるものにするには地域の住民の参画が必要不可欠であるが、どのような方策を考えているのか？</p>	<p>地域で環境美化に取り組んでいる団体は従前からポイ捨て防止を活動テーマにしていますので、今後も連携を図りながらポイ捨て防止の啓発をしていきます。さらに、これら地域での活動に対して、市として支援をしていきます。</p>
<p>札幌市が条例で重点的に取り締りを強化することも大事だが、そこだけ効果が上がったとしても周辺地域では、しわ寄せで余計ポイ捨てが増加することは他都市の例でも明らかです。全体の問題であり、北海道との連帯無くしては解決しません。北海道条例を強化すべきであり、その旨、北海道にも意見を伝えてあります。</p>	<p>市の指導は都心部が中心となりますが、周辺地域では地域の団体と連携を図りながら取り組んでいきます。市もその活動に支援していきます。道条例が実効性を確保した制度になることを市も期待しています。</p>
<p>たばこを吸わない人の気持ちもわかりますが、吸わない人が吸っている人の気持ちを考えることも必要ではないでしょうか？一概にたばこを吸えなくするというのは吸わない人のことを考えてつくるという非常に一方的な考え方だと思います。少なくとも両方のことを考えた条例の内容にしてください。</p>	<p>喫煙制限区域内であっても、灰皿のあるところでの喫煙は認められています。</p>
<p>ポイ捨て等防止条例施行規則までは必要ないと思います。市職員皆で清掃活動等実施したりしていますか？何でも条例施行規則等で規制するのはどうかと思います。市民みんなの力で綺麗な街にしましょう。</p>	<p>きれいな街にするために清掃活動は重要ですが、市民・観光客の方がポイ捨てをしないという決まり（ルール、条例化）も重要だと考えます。</p>
<p>マナー周知用のステッカーやポスターを作成し、そこに喫煙場所のマップ等を入れては如何でしょうか？</p>	<p>条例周知用のポスター、ステッカーは作成いたしますが、ここには禁止事項や指定区域図などを載せる予定です。</p>
<p>空き缶等は、警察以外に道路管理者による監視活動をもっと強化すべきです（監視カメラ等）。現在は、車社会なので、この対策を十分考慮すべきです。行楽地等への出入りには検問を通らないと当該地域の海・山・湖・河などへ行ける道路に入れないように監視カメラを併用して監視し、不法にごみを捨てた場合に高額に罰金を請求するシステムを構築すべきです。</p>	<p>今回の条例で規定されている過料は、行政罰のひとつであることから、警察ではなく札幌市で指導・取締りを行います。車を活用した違反行為の場合、ご指摘の通り取締りが難しい面があります。なお、監視カメラによる監視については、今のところ考えておりません。</p>

<p>車からのポイ捨てには、車にごみ箱の設置するようにすると良いです。また、車メーカーへ新車にはごみ箱の設置を義務付けるよう市から提案してはどうですか？車メーカーのイメージアップにもつながります。</p>	<p>車からのポイ捨ては、設備の有無と関連性は無いと考えています。</p>
<p>おそらく、この条例が施行されると制限区域との境界では今以上のごみが散乱することが予想できます。時間はかかっても、社会生活のマナーを行政が率先して、各家庭や町内会・企業とも連帯しながら市民意識の向上を図っていくことがベストと思います。</p>	<p>ポイ捨ては、制限区域に限らず、全市域で適用される禁止事項です。都心部での指導が周辺地域に波及し、また、地域団体との連携で普及啓発を行うことで意識の向上を図っていきます。</p>
<p>札幌は、京都に比べて機能的・無機質という印象を持っています。もっと花の多い街なみを目指してはどうでしょうか？きれいな街なみでは確実にポイ捨てする人が減るように思います。</p> <p>違反をした市民や観光客から罰金を取るというやり方よりも反感も少なく本来、条例の制定によって目指そうとしている方向に市民・観光客を誘導できるのではないのでしょうか？</p>	<p>今回の条例は、市民などのマナーだけに頼ってはいは美しい街づくりが実現できないと考えて、実効性のあるルールを作る目的で制定したものです。</p>
<p>罰金や規則を設けても、最初は効果がありますが、時間が過ぎると効果がなくなると思います。</p>	<p>同じ制度で取り組んでいる先行都市を見ると、成果は現れており、これがマナーとして定着するよう取り組んでいきます。</p>
<p>今回のパブリックコメントのような「様式」に縛られた提出方法は疑問です。今回の意見に応募した市民にはまとめた結果を「郵送」していただければと要望します。</p>	<p>皆さんの意見には、この回答をもって公表いたします。</p>
<p>たばこをひと箱千円に値上げしてください。</p>	<p>市では対応できません。</p>
<p>今回の条例は「ポイ捨て」や「たばこの火の危険性」にポイントが置かれていて、「受動喫煙の被害」があまり感じられない。迷惑なのは、有害な煙です。そこをもっと強調した条例であってほしいです。</p>	<p>ご指摘の通り、この条例は、ポイ捨て防止による美しい街づくりと危険なたばこの火から身体を守ることが主とした狙いとなっています。</p>
<p>禁煙区域外に喫煙者が流れ、有害な煙の中を歩かなくてはならなくなるのも困る。「喫煙ボックス」を開発してほしい。</p>	<p>ご指摘の動向がある程度は予想されますが、喫煙制限区域内でも灰皿のある場所での喫煙は認められることから、区域外に喫煙者が大規模に流れるとは考えていません。</p>

<p>街が汚れるのは、条例がどうかではなく、人々のモラルマナーの問題です。市教育委員会などから学校での教育等をもっと基本的な部分を教えてほしいものです。</p>	<p>モラル・マナーの問題と認識して普及啓発を行ってきましたが、成果が現れていないことから、ルール化して美しい街づくりを推進することになりました。</p>
<p>施行目的が明確でないばかりか、本来、個人の「マナー」問題をいちいち罰則付き条例で縛り、本末転倒の条例ですから、即刻改正してください。</p>	<p>この条例では、喫煙制限区域内でも、灰皿のある場所での喫煙は認めていますので、決して喫煙者を締め出しているわけではありません。ルールを守って喫煙することの意識向上を図ることを目的としています。</p>
<p>一人一人のマナーが向上するように呼びかけることがもっとも必要でないでしょうか？札幌市はやっていると言うでしょうが、多くの人に伝わっているのでしょうか？私は足りないと思います。広報誌に掲載したから良いのではなく、もっと伝える努力をすべきではないでしょうか？ルールを守れない人のアプローチなしに、色々な事が決まっていくことに問題はないのか？もう一度考えるべきです。締め出してしまうことは簡単です。ですが、本当の解決になっていかないでしょう。</p>	
<p>条例を作る前にもっと周知活動を行い、多くの人の意見を集約したうえで、条例を制定すべきかどうか決めてほしいです。</p>	<p>この条例は、議員が町内会など地域の方の意見を聞き、アンケート調査などを行った上で、条例案を提出し、成立されたものです。</p>
<p>本条例の制定過程自体が、事前のパブリックコメントによる市民の関与を拒んだものであり、施行規則を決める際に市民の意見を求めることは(遅すぎますが)当然のことです。しかし、まだ、施行規則の具体案が出来ていないのでしょうか？今回は「必要なことがらとして決めること」を対象として募集されているのは判りますが、規則の具体案が出来た段階でもう一度意見を求める必要があるのではないのでしょうか。もともと市民の理解と参加を前提とした条例です。その具体的な施行内容を決めるのに、より多くの市民の関与を確保することが望まれます(定期的に市民からの意見募集を行うのも方法のひとつです)。</p>	<p>また、今回のパブリックコメントや地域の意見等を踏まえて区域を指定しました。区域の指定や過料額など施行に必要な事柄につきましては、今後も市民・関係団体の意見を聴きながら改正していく考えです。</p>

<p>排水溝をごみ箱と思っている人がたくさんいます。穴を小さくするなど少し工夫されてみてはどうですか？</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。普及啓発や指導によって改善していきたいと考えています。</p>
<p>捨てられたたばこを1年間、ひろい数をカウントしていて気づいたことが3つあります。1つめは、「交差点付近とグレーチング付近、グレーチング内にごみが多い。」これは、立ち止まるところや捨てたごみが隠れてしまう場所にごみを捨てるようです。2つめは、「水たまりができる」とごみが増える」3つめは、「雪が積もるとごみが増える」以上の結果を参考にしてください。</p> <p>ここまでの条例を制定しなければならなかったことが悲しいです。散乱等防止指導員や過料の徴収を行う前に、水たまりができない舗装にしたり、グレーチングを交差点に設けないようにしたり、グレーチングを隠したりという施設面から改善することもできると思います。要は、捨てにくい状況をつくりだすことです。そうすれば、少しは良くなると思います。</p>	
<p>重点区域・制限区域には、監視カメラなどは設置しないでください。</p>	<p>現在のところ、監視カメラを設置する考えはありません。</p>
<p>「ポイ捨て防止を呼びかける街頭啓発活動」にはっぴやのぼり旗スタイルほど街の美観景観を損なうものはないと考えます。美化推進地域では、このような活動は行うべきではありません。</p>	<p>ご指摘の通り、常時のぼりが立てられている状況は都心部の美観を損ねることになります。街頭キャンペーンや指導時の短期かイベント的に活用することは市民・観光客の目に留まる意味から有効と考えます。</p>
<p>未だ分煙化もなされていないような企業で、喫煙をしている人達は、喫煙、ポイ捨てに対する考え方が甘いと体験上思われますので、条例の効果を高めるためにも是非、条例の4条に「企業内分煙化」を義務付け報告させる文言を追加する。</p>	<p>この条例は屋外での行為について規定しているもので、企業の事務所（屋内）での分煙化については、国が所管する健康増進法で規定しています。</p>
<p>条例第5条（市民の責務）及び第15条（美しいまちづくり月間）に基づき3～4月喫煙者をグループ分けし吸い殻等の回収を義務付ける。</p>	<p>雪解け時期の市内一斉清掃は非常に効果的と考えており、その実施に向けて検討します。ポイ捨ては吸い殻だけではないことからご提案の義務付けは困難と考えます。</p>